

令和7年度ゼロカーボン研究会運営業務委託仕様書（案）

1. 委託業務の名称

令和7年度ゼロカーボン研究会運営業務委託

2. 業務履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

3. 業務の目的

岡山市では、令和3年2月に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言し、県内13市町で構成する岡山連携中枢都市圏において取組を進めることを共同で表明し、さらに、同年7月には、自らの使用電力を100%再生可能エネルギーに転換し、再エネ100%利用を促進する取組「再エネ100宣言 RE Action」への参加及びアンバサダーへの就任を表明した。また、令和3年6月に「岡山市地球温暖化対策実行計画」を改訂するとともに、令和5年6月には「岡山市脱炭素ロードマップ」を策定し、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を進めているところである。

このような背景のもと、本業務は、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現するため、岡山連携中枢都市圏及び周辺自治体、事業者、大学等と、ゼロカーボン社会の実現に向けた具体的な取組について調査・研究を行う「ゼロカーボン研究会」を開催し、地域における各主体の機運醸成及び知見の向上を図り、事業者の行動変容や自治体の事業創出等を促進することを目的とする。

4. 事業内容

(1) 研究会の運営

岡山市との協議の下、研究会の事務局運営を行うこと。

研究会は3回以上開催することとし、そのうち1回は大規模イベントとして開催すること。

○主な業務

- ・研究会の内容の企画、提案
- ・各テーマに沿った有識者（講師、事業者等）の招聘（講師料等は受託者の負担とする）
- ・研究会の開催案内及び出席者のとりまとめ
- ・進行台本、当日の工程表、席次などの作成
- ・会場設営及び当日の司会進行
- ・各種資料作成及び会議での資料説明
- ・各研究会の結果まとめ（議事録作成を含む） 等

※研究会が円滑に進行するよう、事前に各テーマに対応した質問を受け付けておき、それに対応する講師からの回答を準備しておくこと。

ア) 研究会概要 (大規模イベントを除く)

(開催時間) 1回の開催は、120分程度

(開催場所) 市内会議室等

※原則として受託者が手配し、会場代は受託者が負担すること。

ただし、会議室の空き状況により確保が困難な場合には、岡山市に相談すること。

※出席者がアクセスしやすく、出席者数に対し十分なスペースが確保できる会場とすること。

※Web会議システムを利用し、オンラインとのハイブリッド開催に対応すること。(必要な機材一式は、受託者が手配すること。)

(出席者) 岡山連携中枢都市圏域の自治体、事業者、大学関係者 等

(出席者数) 各回40名程度

※研究会の内容や、会場の規模によってはこの限りでない。

【テーマ・内容の選定】

○過去の研究会実績を確認のうえ、圏域の自治体及び事業者の取組状況等を踏まえ、地域の脱炭素化を進めていくうえで、有効な取組につながるテーマを選定すること。

※事業者の関心が高いテーマを優先的に選定すること

※過去のゼロカーボン研究会の実績は、以下のホームページを参照

<https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/category/20-4-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

○座学形式の講義だけでなく、以下の効果が得られるよう内容を工夫することも可能。

(例：現地視察、ワークショップ、分科会 等)

《期待する効果》

- ・本研究会を、圏域の事業者等へより広く波及させる。
- ・出席者の行動変容を促進させる。
- ・出席者同士の意見交換や情報交換等を、より活発化させる。
- ・出席者の関心が高いテーマ・内容について、検討をより深めさせる。

<参考>

・令和6年度開催実績

回	時期	テーマ
第1回 研究会	5月	脱炭素化に向けた技術動向
第2回 研究会	9月	デコ活の推進
第3回 研究会	11月	CO ₂ の吸収源および回収・固定化技術について
第1回 分科会	7月	(株)パワーエックス蓄電池製造工場の現地視察
第2回 分科会	12月	岡山でのリペア文化の普及について
第3回 分科会	2月	CO ₂ を食べる自販機について

※実際の開催回数やテーマ、内容、開催規模は、本市と協議の上で決定する。

イ) 大規模イベント概要

(開催場所) 市内コンベンション施設、イベントホール 等

※受託者が手配し、会場代は受託者が負担すること。

※来場者がアクセスしやすい場所とすること。

(対象) 岡山連携中枢都市圏域の事業者、関係団体、自治体、大学関係者 等

(募集) 受託者負担でチラシを作成するほか、幅広い手段で参加者を募集するとともに、参加者のとりまとめや連絡調整を行うこと。

(内容) 圏域事業者の脱炭素機運の醸成や、交流・マッチング等を促進する内容にすること。

(例：事業者の特に関心が高いテーマでの講演、地元事業者の取組紹介・ブース出展 等)

※イベントの開催時間や参加者数は、本業務の目的を踏まえて提案すること。

(2) 調査等

ア) 事後調査 (各回開催後)

●研究会後、出席者に対してアンケート調査を実施する。

・アンケート作成 (研究会で紹介された事例を踏まえた今後の事業の実施予定、今後研究会でとりあげてほしいテーマ等)

・アンケートの結果まとめ

●ヒアリング調査

・アンケート結果を踏まえて、圏域自治体の事業創出につながる回答等について、詳細内容のヒアリングを実施する。

イ) 関係情報の収集

研究テーマ・内容に関する以下の情報を収集する。

- ・他都市の各種取組や補助制度
- ・国等の補助制度（自治体と事業者それぞれについて利用可能な補助制度の情報を整理すること）
- ・関連分野の社会動向、技術動向　ほか

（３）共同事業創出支援

これまでの研究内容や新たな事例研究を踏まえ、岡山連携中枢都市圏域の全部または一部の自治体による共同事業を２件以上創出させることを目標に、具体的な支援を行うこと。

＜支援内容の例＞

- ・共同事業創出に向けた事例研究会の開催
- ・共同事業の企画・提案
- ・事業実現性の調査や費用・効果の試算
- ・自治体担当者会議の運営
- ・関係者間の調整
- ・仕様書等の作成支援
- ・実証事業のコーディネート
- ・既存事業のブラッシュアップ（改良、拡充）支援
- ・その他の調整、アドバイス　等

（４）報告書作成

（１）（２）（３）を踏まえ、研究会の内容及び結果をとりまとめて報告すること。あわせて、圏域自治体が令和８年度以降に実施可能な事業候補案を提示すること。

※事業候補案については、研究会の開催と並行して、９月上旬までに素案を提示し、継続的に岡山市と協議すること。

※スキーム（具体的な方法や枠組み等）や体制、スケジュール（令和８年度以降）をあわせて提示すること。

※事業リスクや対応策等もあわせて提示し、事業化とその後の運用が円滑に進むよう提案を行うこと。

５．成果品

受託者は以下のものを成果品として提出すること。

- ① 議事録
- ② 報告書
 - ・研究会の実施内容
 - ・アンケート結果、関係情報

- ・共同事業創出支援の内容及び結果
- ・事業候補案

③ 上記に係る電子データ一式

※電子データは、Microsoft Office Professional Plus 2019 で使用できるファイルと、それぞれ変換したPDFファイル（検索を可能とすること）を、CD-Rに記録して提出すること。

6. その他重要事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、過去の本研究会開催実績、岡山連携中枢都市圏域の各自治体の各種計画や脱炭素に関する取組内容、国や関係機関等の脱炭素に関する動向等を確認のうえ、岡山連携中枢都市圏の地域特性を踏まえ、次年度以降の脱炭素化に向けた具体的な取組につながる内容となるよう、適宜創意工夫して業務を実施すること。
- (2) 本仕様書に明記していない事項については、岡山市と受託者が協議の上、決定とする。
- (3) 受託者は、業務の意図及び目的を十分に理解して、業務の遂行に努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
受託者は、作業場所であっても、情報等の複写及び閲覧は、必要最小限に留めなければならない。万一、情報等に関する受託者等からの外部流出が発生した場合には、受託者等の故意・過失にかかわらず、岡山市又は第三者において発生した損害について、受託者がその回収、拡散等の防止、及び賠償の全責任を負うものとする。
- (5) 受託者は、国や岡山市の関係部署等関係機関との協議を必要とし、又は協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たるものとし、その内容については岡山市に報告しなければならない。
- (6) 受託者は、業務における業務責任者を選任し、岡山市に届出、承認を得なければならない。
受託者は業務責任者をもって業務全般にわたる技術管理を行うものとする。
- (7) 受託者は、業務の着手及び完了に当たって、岡山市の指定様式により、以下の書類を提出し、岡山市の承諾を得なければならない。

①委託の着手時

- ア. 着手届
- イ. 委託作業表
- ウ. 業務責任者届
- エ. その他市が指示する書類

②業務の完了時

- ア. 完了通知書
- イ. その他市が指示する書類

- (8) 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良が発見された場合には、速や

かに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

- (9) 受託者は、岡山市担当者との連携を密にして業務にあたるものとし、十分に協議・打合せを行うこと。また、受託者は協議・打合せの都度、記録簿を作成し、概ね一週間以内に岡山市に提出すること。岡山市からの連絡があれば、即日、対応が出来るよう業務実施体制を整えておき、担当者不在等で対応不可ということがないようにすること。
- (10) 受託者は、本業務の実施に際して、他自治体で作成された内容の転用又は引用等を安易に行ってはならない。
- (11) 本業務により作成した報告書等の著作権、著作権は岡山市に帰属する。また、報告書等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。